

横浜市長 林 文子様

放課後等デイサービス及び児童発達支援事業の運営支援に関する意見書

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、子どもやその家庭を支える福祉事業者の多くが、国や横浜市からの要請に基づき原則として開所し事業を継続してきました。こうした福祉施設は「三密」を避けられない現場でもあり、感染リスクを避けるために様々な工夫をしながらの対応を行いましたが、受け入れ人数の減少・利用控え等により収入が減少した事業者も少なくありません。これは高齢者福祉、乳幼児預かり事業等と共通する課題となっています。

7月7日に終了した横浜市会では、福祉サービス運営支援事業として、コロナ禍によって運営が困難となっている事業者への救済事業予算が審議・決定されました。この予算では保育所や一時預かり事業所、認可外保育所、放課後児童クラブ、障害福祉サービス（移動支援）、介護サービス（通所・短期入所）など様々な事業が補助対象とされています。しかし放課後等デイサービスや児童発達支援事業は、この補助事業の対象となっておりません。また慰労金給付事業の対象からも外れており、私たち事業者としては疑問を持たざるを得ない状況です。

放課後等デイサービスは、3月3日の学校の一斉臨時休業後、各校ごと対応の異なる中、かつ、学校からの情報提供、情報共有が十分に図れない状況下で、一人ひとりのニーズに向き合いながらサービスを提供してきました。また、児童発達支援事業も感染リスクの高いお子さんたちへのリスク回避を最優先し対応してきました。感染拡大のリスクもいまだ消えず、第2波も懸念されるなか、引き続き子ども達やご家族の安心・安全のために事業所の体制を整えていくことが求められています。

市担当部局におかれても、感染予防対策に尽力されてこられたことは重々承知していますが、今般の放課後等デイサービスや児童発達支援事業に対する対応はあまりに理不尽です。そこで、以下についてご説明をいただき、適切な対応をいただくことを求めます。

1. コロナ禍における放課後等デイサービス事業及び、児童発達支援事業の収支状況について、どのように把握されていますか。その状況について把握されていないようであれば、早急に調査を実施してください。
2. 放課後等デイサービス・児童発達支援事業が、補正予算を活用した福祉サービス運営支援事業など、コロナ禍によって運営が困難となっている事業者への救済事業の対象とされない理由をお示しくください。
3. 今後、コロナ禍によって運営が困難となっている放課後等デイサービス事業・児童発達支援事業について、他の介護・子育て支援事業と同等に何らかの救済事業を実施していただきたく、この点についてご回答ください。